# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	令和5年度呉市価格高騰重点支援給付事業に関する事 務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、令和5年度呉市価格高騰重点支援給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

呉市長

### 公表日

令和5年12月25日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	令和5年度呉市価格高騰重点支援給付事業に関する事務					
②事務の概要	物価高騰による負担増を踏まえ,特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対 して,給付金を支給する。					
③システムの名称	価格高騰重点支援給付金システム 団体内統合利用番号連携サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
呉市価格高騰重点支援給付金	呉市価格高騰重点支援給付金ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 9条第1項別表第1の101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・令和5年デジタル庁告示第10号 ・令和5年デジタル庁・総務省告示第21号					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の121項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4 ・令和5年デジタル庁・総務省告示第22号 【情報提供】 行わない					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	呉市価格高騰重点支援給付事業プロジェクトチーム					
②所属長の役職名	呉市価格高騰重点支援給付事業プロジェクトチームチーフサブリーダー					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市価格高騰重点支援給付事業プロジェクトチーム					

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市価格高騰重点支援給付事業プロジェクトチーム

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年12月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査     [  ]外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	公表日	令和5年7月1日	令和5年12月25日	事後	
令和5年12月25日	I -1-②	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増 を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得 世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯3 万円を給付する。	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への 影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯 等)に対して、給付金を支給する。	事後	
令和5年12月25日	Ⅱ —1	令和5年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	Ⅱ-2	令和5年5月10日時点	令和5年12月1日時点	事後	